第二十七条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち国土交通省の所掌に係るものに関すること。

（環境省組織令の一部改正）

第二十七条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「行政財産の管理及び処分並びに」を「国有財産の管理及び処分並びに」に改め、同項中第三十一号を第三十三号とし、第二十一号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の二号を加える。
二十一　東日本大震災復興特別会計の経理のうち環境省の所掌に係るものに関すること。
二十二　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち環境省の所掌に係るものに関すること。
第三条第二項中「前項第二十四号から第三十号まで」を「前項第二十六号から第三十二号まで」に改める。
第十四条第二号中「行政財産の管理及び処分並びに」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。
七　東日本大震災復興特別会計の経理のうち環境省の所掌に係るものに関すること。
八　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち環境省の所掌に係るものに関すること。

（防衛省組織令の一部改正）

第二十八条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。
第九条中第十六号を第十八号とし、第八号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第三十一条第八号」を「第三十一条第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。
四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。
五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
第三十一条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。
第三十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
第四十条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。
第四十二条中「第九条第十号から第十二号まで」を「第九条第十二号から第十四号まで」に改める。
第百六十一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち技術研究本部の所掌に係るものに関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条（国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の三の改正規定（「前条第四項から第六項まで」を「前条第五項から第七項まで」に改める部分を除く。）及び第十三条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令は、平成二十四年度の予算から適用する。
2　平成二十四年度の予算についての特別会計に関する法律施行令第三十六条第一項第二号に掲げる情報の開示については、同令第三十七条第一項第三号中「予算を国会に提出した日」とあるのは、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十五号）の施行の日」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間における第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の三の規定の適用については、同条中「、復興特別所得税及び復興特別法人税」とあるのは「及び復興特別法人税」と、「復興特別所得税又は復興特別法人税」とあるのは「復興特別法人税」とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第三項から第六項まで、第四十二条第一項、第五十七条の二第二項第六号イ、第四項及び第五項、第六十八条、第七十三条第二項、第二百一条第一項第二号ハ並びに第二百二十八条の三の二の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三百十九条の四」を「―第三百十九条の四」に改める。

第十条第一項第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同項第七号中「介護の措置等」を「福祉の措置」に改める。

第三十七条第二項ただし書中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二の四第一項」に改める。

第六十四条第一項第四号中「及び同令附則第二条第三項（適格退職年金契約に関する特例）に規定する資産管理機関に移換する資産」を削る。

第六十九条第一項中「勤続年数は」を「政令で定める勤続年数は」に改め、同項第一号中「。以下この項」を「。以下この条及び次条」に改め、同条第三項中「第一項第一号に規定する」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数の計算）

第六十九条の二　法第三十条第四項（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間（前条第一項第一号の規定により計算した期間をいう。第七十一条の二第五項（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）において同じ。）のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が法第三十条第四項に規定する役員等として勤務した期間（第七十一条の二第五項において「役員等勤続期間」という。）により計算するものとする。